

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和5年4月1日時点)

所管局：保健医療局

機関名称	東京都感染症予防医療対策審議会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	東京都感染症予防医療対策審議会条例
設置年月日	昭和28年3月31日
機関の目的 ・所掌内容	感染症の予防及び医療対策、感染症予防計画、原因不明の感染性疾患、ねずみ族、昆虫等の駆除対策について審議を行う。
委員数	
会議公開	公開
会議非公開理由	
議事録公開	公開
議事録非公開理由	
備考	
HPのURL	
問い合わせ先	保健医療局感染症対策部計画課 電話番号： 03-5320-4308